全国弁護士間協力ネットワークに関する規則

(平成二十年五月七日規則第百三十号)

改正 平成二六年一二月一八日

令和

四年一一月一六日

.

第一条 く。 護士(以下「会員等」という。)に対し、 規定により情報の提供が停止されている登録会員を除 則第百十九号。以下 できるようにすることを目的とする。 提供すること及び協力を求める会員等が当該情報を検索 るために、弁護士、特別会員、準会員及び外国法事務弁 会のホームページを通じて、特定の業務について協力す 七条に規定する登録会員 (目的) 以下「ひまわりサーチ登録会員」という。)が、本 この規則は、弁護士情報提供制度に関する規則(規 「情報提供制度規則」という。) (情報提供制度規則第十二条の 自己の情報を 第

(情報提供の申請)

げる事項の全部又は一部について自己の情報(以下「協とするひまわりサーチ登録会員は、本会に対し、次に掲第二条 特定の業務について会員等への協力を申し出よう

力情報」という。)を、会員等へ提供することを申請す

ることができる。

行う意思のある業務分野をいう。以下同じ。) 一 協力可能業務(他の会員等に対して業務上の協力を

二 協力可能業務に関する活動実績

三 協力可能業務に関する研修・研究実績

四 協力可能業務に関する著作・論文

五 協力可能業務に関する協力条件

六 その他協力可能業務に関する事項(自由

記

務の種類の分類については、細則で定める。 2 前項各号の申請の内容及びその方式並びに協力可能業

(情報提供の方法)

1 -

等に対し提供する。

等に対し提供する弁護士情報と併せて掲載して、会員のまわりサーチ登録会員に関する情報提供制度規則第六のまわりサーチ登録会員に関する情報提供制度規則第六第三条 本会は、前条の規定により申請された協力情報を、

ジにおいてのみ行う。2 前項の協力情報の提供は、本会の会員専用ホームペー

(情報の変更)

第四条 前条の規定により協力情報が本会のホームページ

の協力情報の会員等への提供についても停止する。 情報の提供が停止されたときは、 度規則第十二条第一項又は第二項の規定により、 いう。)の変更又は抹消を申請することができる。 に掲載された自己の協力情報(以下「掲載協力情報」と 登録会員」という。)は、いつでも本会のホームページ (ひまわりサーチと連動する情報提供の停止 協力情報登録会員について、情報提供制 当該協力情報登録会員 弁護士

第五条

本会は、

2 提供についても再開する。 ときは、 条第五項の規定により、 た協力情報登録会員について、 本会は、 当該協力情報登録会員の協力情報の会員等への 前項の規定により協力情報の提供が停止され 弁護士情報の提供が再開された 情報提供制度規則第十二

(事実不合致等の情報提供の停止

第六条 らない。 は、 又は 協 止することができる。この場合において、本会は、 力情報登録会員に対し、 当該協力情報登録会員の協力情報の全部の提供を停 部が次の各号の 本会は、 協力情報登録会員の掲載協力情報の全部 いずれかに該当すると認めるとき 弁明の機会を与えなければな 当該

> 事実に合致していない 情

掲載されたひまわりサーチ登録会員(以下「協力情報

誤導又は誤認のおそれのある情

三 誇大又は過度な期待を抱かせる情報

五. 兀 に違反する情報 務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較し 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規 特定の弁護士若しくは外国法事務弁護士又は法律事 た情報

六 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある情

2

とができる。 情報が事実に合致していることを証明するよう求めるこ は、 掲載協力情報が前項第一号に該当する疑いがあるとき 本会は、当該協力情報登録会員に対して、 当該協力

3 -

3 るものとみなすことができる。 につき事実に合致していることを証明できなかったとき 前項の場合において協力情報登録会員が掲載協力情報 本会は、当該掲載協力情報が第一項第一号に該当す

を付してその旨を通知する。 るときは、直ちに、 本会は、 第一項の規定により協力情報の 当該協力情報登録会員に対し 提供を停止 理 由

(情報提供の終了)

第七条 本会は、協力情報登録会員に、 次の各号に掲げる

事 由が生じたときは、 当該協力情報登録会員の掲載協力

情報の全部を抹消して、 情報の提供を終了する。

護士名簿の登録を取り消されたとき。 二百五号)第十条の規定により登録換えの請求をして 登録換えがなされ、又は同法第十七条の規定により弁 弁護士にあっては、 弁護士法 (昭和二十四年法律第

一 外国法事務弁護士にあっては、外国弁護士による法 録を取り消されたとき。 しくは第二項の規定により外国法事務弁護士名簿の登 して登録換えがなされ、 六十六号)第二十九条の規定により登録換えの請求を 律事務の取扱い等に関する法律 又は同法第三十一条第一項若 (昭和六十一年法律第

消されたとき。 号)第十条の規定により沖縄弁護士名簿の登載を取り 特別会員にあっては、 特別会員規則 (規則第二十六

(本会の責任

第八条 ついて責任を負わない。 事項の真実性については、 又は第四条の規定による協力情報の変更の申請のあった 責任を負うものとし、 第二条第一 項の規定による協力情報の提供の 本会は、 申請を行った会員等が その真実性及び相当性に 一切の 申

> 細 則

第九条 この規則を実施するために必要な事項は、 会長が

細則で定めることができる。

附 則

この規則は、 平成二十年五月七日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一 八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法 0 部改正に伴う規則 の 整備に関

する規則 第一条改正) 抄

る特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 この規則は、 外国弁護士による法律事務の取 扱い · に 関

- 5 -

二十九号) の施行の日から施行する。 (後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

日から施行

附 則 (令和四年一一月一六日改正)

第七条の改正規定は、 令和四年十一月十六日から施行す

る